

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
31	地方公共団体が実施する災害時飛行を目的とする無人航空機の飛行訓練時の規制の見直し	国土交通省	1～4
4	放課後児童クラブに係る「従うべき基準」等の見直し	厚生労働省	5～15

地方からの提案に対する回答 ～無人航空機(ドローン)について～

国土交通省 航空局
平成30年10月19日

1. 一次回答を踏まえた提案団体からの見解等

提案団体からの見解

訓練における許可・承認要件に関して、本市提案に対する回答（柔軟な対応）で申請を行えば、許可・承認がされることについて、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」からは読み取ることが出来ず、また、ホームページ等にも記載（公表）されていない。ヘルプデスクに問合せた際も、当該内容を明確に把握していない状況であり、許可・承認要件が不明確である。今後、許可・承認要件を明確にするとともに、事例をホームページ等で公表することにより、許可・承認要件の不明確さが多少は解消されると考える。

また、提案内容に示した四面をネットで囲み、ロープ等又は機械制御によりネットを越えて上空に飛行しない措置を行えば、飛行範囲を逸脱することは考えにくく、ネット等で囲んでいるため飛行範囲内に関係者以外の立ち入りがなく、第三者への危害も考えにくい。当該措置による安全性は、四面及び上部がネットで囲まれている状況と同じであることから、本市の提案による飛行方法であれば、許可・承認手続きにより安全性を確認する必要はないと考えるとともに、将来的には本提案内容の飛行に限って規制が緩和されるべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

人口集中地区の屋外であっても、四方や上部がネット等で囲われている場合は屋内とみなされ、航空法第132条に基づく許可が不要となることを踏まえ、四方がネット等で囲われ、かつ飛行の高さを制限する措置を講じている場合には、市町村等の行政主体の事務遂行上必要とされる訓練について、許可を不要とすべきではないか。

提案団体の市域の大半は人口集中地区であるため、許可を受けていない操縦者の訓練場所の確保が困難な状況にあるところ、提案団体に限らず、その他の自治体においても同様の問題を抱えていると考えられるため、公的機関による災害時訓練の円滑な実施を可能とする観点から、飛行禁止区域での許可のあり方を見直すべきではないか。

どのような条件下であれば10時間以上の飛行経験を満たさなくても許可・承認を受けることが可能なのか等について、これまでに行った許可・承認の事例を類型化して公表する等の方法によって明確化していただきたい。

2. 航空局の対応

対応方針等（案）

○ホームページ等における事例の公表について

- ・ 第1次回答を踏まえた提案団体からの見解にあるとおり、柔軟な対応を行った具体事例について、ホームページ等で公表することにより、幅広く周知していくこととしたい。

○四面をネットで囲みロープ又は機械制御により高さ制限を行う場合の飛行についての許可承認手続不要について

- ・ 四面及び上部をネットで囲んだ場合には、屋外と物理的に隔離されていることから屋内とみなせ、従来より航空法の適用外となっているが、御提案にあるような上面が空いている場合には屋内とみなすことができないため、航空法の適用外とはならない。
- ・ ドローンは一般的に垂直方向の運動特性に優れており、市販されている比較的安価なものでも、有人航空機が飛行する高さまで飛行できる性能を備えている（限界高度：5～6,000m程度）。
このため、四面をネットで囲んでいたとしても上面が空いている場合には、機体に異常が発生した際にドローンがネットを超えて周辺の人や物件等に被害を与えないよう適切な高度制限を行う必要があるが、仮にロープや機械制御等による方法を講じた場合でも、その信頼性や性能は一樣ではないことから、その適切性について安全審査を行う必要がある。

(参考) 地方公共団体が実施する無人航空機の飛行訓練時の条件の緩和

地方公共団体が求める措置

地方公共団体が災害時等に飛行させることを目的に行う無人航空機の飛行訓練については、人口集中地区でもフェンス等で囲まれた場所で、安全を確保し、かつ無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況等を常に監視できる補助者の立ち合いがあった場合に限り、許可を不要とすること。

また、災害時の飛行を目的とする無人航空機の飛行訓練に係る許可・承認については、必要な飛行時間の実績を短くすること。

提出している一次回答

航空法第132条の3の規定において、公的機関等が捜索・救難などのために無人航空機を飛行する場合に国土交通大臣の許可・承認が不要としているが、これは、人命又は財産の保護の観点から緊急性がある場合には、許可・承認に係る手続きを行う暇が無いことに鑑み、特例として適用除外とするものである。公的機関であっても無人航空機による事故等が発生させていることを踏まえれば、いたずらに特例の対象を拡大することは不適當であり、訓練など緊急性のないものについては、許可・承認の手続きにおいて安全性を確認する必要がある。

しかしながら、人口集中地区上空における飛行等の許可・承認が必要な場合にあっても、例えばあらかじめ決まった場所において訓練などの同様の飛行を行う場合には1年間の包括許可・承認を行ったり、操縦者に10時間以上の飛行経験がなくとも10時間以上の飛行経験を有した監督者の下で飛行を行うこと等を条件として許可・承認を行うなど、安全性の確保を前提に柔軟な対応を実施しており、既にその実績もある。

したがって、今回御提案いただいた趣旨については、個別に御相談いただければ現行制度下においても対応可能である。

第34条の8の2 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

- ② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
- ③ 放課後児童健全育成事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

＜主な基準＞

※職員のみ従うべき基準（他の事項は参酌すべき基準）

支援の目的（参酌すべき基準）（第5条）

- 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

職員（従うべき基準）（第10条）

- 放課後児童支援員を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）
- 放課後児童支援員の資格は、保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の資格を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者

※ 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

児童の集団の規模（参酌すべき基準）（第10条）

- 一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

設備（参酌すべき基準）（第9条）

- 専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

開所日数（参酌すべき基準）（第18条）

- 原則1年につき250日以上

※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

開所時間（参酌すべき基準）（第18条）

- 土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）
→ 原則1日につき8時間以上

- 平日（小学校授業の休業日以外の日）
→ 原則1日につき3時間以上

※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める

その他（参酌すべき基準）

- 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、虐待等の対応、虐待等の連携、関係機関との連携、事故発生時の対応 など
保護者との連絡、関係機関との連携、事務の整備、秘密保持等、苦情への対応、

（趣旨）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第2項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第34条の8の2第1項の規定により、放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）に従事する者及びその員数について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第10条(第4項を除く。)及び附則第2条の規定による基準
- 二 法第34条の8の2第1項の規定により、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前号に定める規定による基準以外のもの

2・3 （略）

（次ページへ続く）



第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。

一 保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業生等」という。）であつて、2年以上児童福祉事業に従事したものであるもの

四 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九 高等学校卒業生等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認められたもの

十 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認められたもの

（次ページへ続く）

※第10条の続き

- 4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。
- 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たたる者でなければならぬ。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

附則第2条 この省令の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したのもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

別添5 放課後児童支援員等研修事業実施要綱

I 放課後児童支援員認定資格研修ガイドライン（抄）

別紙 放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修の項目・科目・時間数、ねらい、主な内容及び講師要件等（抄）

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解（4.5時間・90分×3）

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

2. 子どもを理解するための基礎知識（6.0時間・90分×4）

- ④ 子どもの発達理解
- ⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
- ⑥ 障害のある子どもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解

3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援（4.5時間・90分×3）

- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援

4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力（3時間・90分×2）

- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携

5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応（3時間・90分×2）

- ⑬ 子どもの生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応

6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能（3時間・90分×2）

- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

合計 24時間(16科目)

社会保障審議会児童部会「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」

1. 目的

平成24年8月の子ども・子育て関連3法の成立により、放課後児童クラブの設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとされたことを受け、基準の内容等について検討するため、社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」を設置。

2. 検討した事項

- (1) 放課後児童クラブの基準について
- (2) その他

3. 開催実績

- ・平成25年5月から12月までに、計7回開催
- ・平成25年12月に「中間取りまとめ」
- ・平成29年11月に「放課後児童対策に関する専門委員会」に改組

委員(平成25年12月25日時点)

※◎は委員長

氏名	所属
石崎 昭衛	新潟県北蒲原郡聖籠町保健福祉課長
尾木 まり	有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所所長
◎柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授
川網 新二	文京区柳町児童館館長
齋藤 紀子	横浜市こども青少年局青少年部放課後児童育成課長
笹川 昭弘	松戸市子ども部子育て支援課長
中川 一良	公益社団法人京都市児童館学童連盟常務理事、健全育成・子育て支援統括監
野中 賢治	鎌倉女子大学非常勤講師
堀内 智子	静岡県健康福祉部理事(少子化対策担当)
松村 祥子	放送大学教授
吉原 健	社会福祉法人東京聖労院参与

① 調査の概要

- (1) 調査の趣旨 「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成29年12月26日閣議決定)を踏まえ、放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」について、全市町村(特別区を含む。)の実態を把握するもの。調査は、厚生労働省と内閣府地方分権推進事務局とが共同で実施。
- (2) 調査の対象 全市区町村を対象に実施。なお、放課後児童クラブの担当が、地方分権の担当と回答について協議をした上で提出して頂くよう依頼。
- (3) 調査の時期 3月27日～4月16日
- (4) 回答数 1,674自治体から回答(全市区町村数1,747の96%)(平成30年4月26日現在)

② 調査の主な結果

1. 放課後児童支援員の資格要件関係

Q1 義務としている放課後児童支援員研修の受講が負担であるという意見につき、改善につながると考えるものは何か。
(複数回答可)

- A ○義務化をやめるべき 32.1%
- 保育士や教員免許資格者への研修免除や科目免除の拡大 51.4%
- 他の研修(自治体の実施するもの)などを柔軟に認める 36.7%
- 研修方法の工夫(通信教育、e-learningなど) 32.3%

※1) 研修に関し、自由記載欄に書かれたものの例

研修の定員が少なく、希望日時に受講が困難。／研修時期や開催場所に偏りがある。／日時の短縮化／放課後児童クラブを実施していない日時や時間帯での研修実施／全員が研修を受講できるよう経過措置期間を延長／「2年以上」としている実務経験期間の短縮／職員の急な離職などが起きた場合の特例措置の創設 等

※2) このほか、放課後児童支援員等資質向上研修の受講者、2年以上放課後児童クラブに勤務している者、児童厚生員等について放課後児童支援員研修の受講を不要とした場合、どのような措置が必要かという質問には、「一定期間以上の実務経験が必要」と答える自治体が多くなっている。

2. 放課後児童支援員の人員要件関係

Q2 [現行の支援の単位当たり2名の配置を改め、1名配置を可とするのであればどのような要件が必要か。\(複数回答可\)](#)

- A ○児童館内の一室を利用したり、放課後子供教室との一体型で実施する場合等、施設全体として複数以上の職員が確保されること **33.6%**
○近接した施設の職員等が、緊急時に駆けつけられる体制が確保されること **30.5%**
○近接した他の施設等の職員が兼務すること(現行の20名未満と同じ要件) **22.0%**
○上記の安全確保の措置とは別に、時間単位で児童数が一定数以下(※)であること **28.7%**
○上記の安全確保の措置とは別に、児童数が一定数以下(※)であること **19.2%**
※「一定数以下」については、約50%の自治体が「おおむね10人未満」と考えると回答。

Q3 [児童の登録人数と来所人数のずれはどの程度あるか。](#)

- A 登録人数と来所人数のずれがある **75.2%**

Q4 [土日は、平日に比べ来所人数がどの程度減少するか。](#)

- A **2割以下に減少 45.2%** 5割～2割程度に減少 **35.6%** 10割～5割程度に減少 **9.0%**

Q5 [平日の18時以降は、それ以前の時間帯と比べて児童数はどの程度減少するか。](#)

- A **2割以下に減少 38.4%** 5割～2割程度に減少 **34.9%** 10割～5割程度に減少 **8.1%**

Q6 [放課後子供教室との一体型や児童館との連携により放課後児童クラブを実施している場合の運営方法。](#)

- A ○放課後子供教室や児童館の職員とは別に、放課後児童クラブの支援員のみで運営している。 **42.2%**
○人材不足のため、放課後子供教室や児童館の職員のやりくりで支援員を確保している。 **16.9%**

【調査の目的】

放課後児童クラブ（学童保育）では、国の基準により、各クラブに置かれる放課後児童支援員（指導員）について、①研修の受講、②支援員になるための資格、③支援員2名の配置、が義務付けられている。

一方、人口減少が進み、支援員の確保が難しい地域もあるため、国においては、放課後児童クラブが継続的に運営されるために、どのような見直しが必要か検討しているところ。この検討に当たり、放課後児童クラブを利用する保護者の方にアンケート調査を実施することとした。

【調査の方法・対象】

- ・ 地域や自治体の規模を考慮して、26市区町村に協力依頼。
- ・ 市区町村において、放課後児童クラブを3か所程度選定。
- ・ 平成30年10月12日・15日、放課後児童クラブに対して調査票を送付。
- ・ 各放課後児童クラブを利用する保護者に回答いただき、回答結果を厚労省に送付。

【質問票】

1. あなたのお子様の学年をお答えください。

- ① 小学1年生 ② 小学2年生 ③ 小学3年生
- ④ 小学4年生 ⑤ 小学5年生 ⑥ 小学6年生

2. 「放課後児童支援員（指導員）は、研修（※）を受けなければならない」と国が全国一律に基準を定めることについて、どう思いますか。

※ 現在、子どもの育ち、放課後児童クラブの制度の他、障害児対応等を含めた研修を受けて頂いています。

- ① 支援員には、保育士や教員などの資格を持っていたり、長期間、放課後児童クラブでの経験を積んでいる方が多いことを踏まえ、地方自治体が、研修が必要と判断した人に対して、必要な内容の研修を実施すべきではないか。
- ② 支援員のバックグラウンドや実務経験にかかわらず、全国一律の基準により全員に研修を実施すべきではないか。
- ③ わからない。

3. 放課後児童支援員（指導員）を2人配置しなければならないことについて、どう思いますか。

- ① 子どもの安全確保の観点から、複数人は必要であり、2人を全国一律の最低基準とすべきではないか。
- ② 安全を確保するために、3～4人を必ず置くことや、人材確保が難しい地域や児童数が少ないクラブで、緊急時に大人が駆け付けられる場合には、1人でも良いとするなど、地域の実情に応じて、地方自治体が決めべきではないか。
- ③ わからない。

4. 放課後児童クラブについて、ご意見・ご要望等ございましたら、ご記入ください。